

京都市上下水道局告示第13号

京都市指定下水道工事業者から京都市指定下水道工事業者規程第9条第2項第2号の規定に基づき商号の変更届出があったので、同規程第31条第1項第4号の規定に基づき告示します。

平成19年8月8日

京都市公営企業管理者

上下水道局長 西村 誠一郎

1 届出業者名

京都市西京区牛ヶ瀬南ノ口町25番地2

大水道 松本管工

松本 茂樹

2 変更事項

商号の変更

松本管工から大水道 松本管工に変更

(上下水道局下水道部管理課)